平成20年第1回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 20 年 1 月 24 日午後 1 時 6 分から、稲城市役所 6 階 6 0 3 会議室において、平成 20 年第 1 回稲城市教育委員会定例会を開催する。
- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江

稲垣 弘子

安江 元治

伊勢川 岩根

松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 高野 誠三

指導室長 石鍋 浩

指導主事 今田 敏弘

学校給食 吉井 四郎

共同調理場所長

生涯学習課長 西山 誠

体育課長 岡本 育大

文化センター課長 真藤 隆之

図書館長 川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長 柳川 茂夫

学校教育課庶務係長 小川 由紀夫

学校教育課庶務係 小沢 敏子

学校教育課庶務係 後藤 広美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。
 - (1) 日程第1「会議録署名委員の指名」
 - (2) 日程第2「会期の決定」
 - (3) 日程第3「市内視察」
 - (4) 日程第4「教育行政報告」
 - (5) 日程第5「報告事項」

委員長 ただ今から、平成20年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

前例に従いまして委員長指名といたしたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長御異議なしと認めます。

よって、本日の会議録署名委員は、安江委員にお願いいたします。

次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3.「市内視察」です。これより、市内5ヶ所の視察に まいります。

市内視察終了後、またこの会議室にお戻りいただき、日程第4以降を 進めることといたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩「市内視察」)

委員長 再開します。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第4.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

- 1. 工事進捗状況について
- 2. 平成19年度私立幼稚園就園奨励費補助金認定状況について
- 3. 学校行事等事故に伴う賠償金について
- 4. 複合施設ふれんど平尾利用状況について

指導室

- 1. 担当者事業について
- 2. 推進・連携事業について
- 3. 研修事業について
- 4. 教育相談所関係について
- 5. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

- 1. 2学期給食終了について
- 2. 地場野菜活用状況について
- 3. 平成19年度4月~12月給食調理数について

生涯学習課

- 1. 社会教育委員関係について
- 2. 社会教育活動の振興について
- 3. 青少年委員関係について
- 4. 稲城ふれあいの森関係について
- 5. 青少年育成地区委員会関係について
- 6. 青少年指導者養成について
- 7. 成人式関係について
- 8. 芸術文化活動の振興について
- 9. 文化財の保護と普及について
- 10. 生涯学習推進事業について
- 11. 学校施設コミュニティ開放事業について
- 12. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

- 1. 体育指導委員協議会関係について
- 2. 体力づくり運動推進事業について
- 3. 社会体育施設管理運営について
- 4. 市立公園内運動施設管理運営ついて
- 5. その他について

文化センター課

- 1. 公民館主催事業の実施状況について
- 2. 児童館主催事業の実施状況について
- 3. 新文化センター建設事業について
- 4. 利用統計について

- 1. 第7回図書館協議会について
- 2. 第8回京王線沿線七市図書館連携協議会について
- 3. おはなしサポート講座(第2回)について
- 4. デイジー講習会について
- 5. 中央図書館行事について
- 6. 城山体験学習館展示コーナーについて
- 7. 子ども体験塾について
- 8. 中央図書館の視察・見学他について
- 9. 利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第5.「報告事項」です。

本日の報告事項は、4件です。

まず、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う規則改正等について」を、学校教育課長より説明をお 願いします。

学校教育課長それでは、ご説明したいと思います。

ご存知のとおり、昨年の6月に教育三法になりますけれども、国会で成立しまして、6月に公布されまして、今年、平成20年4月から施行されるというようになっています。その関係で、国のほうから東京都のほうに送られてきた情報提供の資料を、東京都から各市のほうに昨年12月10日付で情報提供ということで、資料が送付されてきました。今日はそれをお渡ししましてご覧いただきたいと思うのですが、その本当のさわりだけを今日はご報告をさせていただきたいと考えております。

まず、学校教育法の改正が1点目。2点目が地方教育行政の組織及び 運営に関する法律の改正。それから三つ目が教育職員免許法及び教育公 務員特例法の改正、のこの教育三法の改正があったということでござい まして、お手元の配った資料の中ほどから後ろのほうに、教育三法の改 正について、というパンフレット的にできているものがございますので、 その次のページをご覧いただくとわかりやすいかと思いますけども、学 校教育法の改正につきましては、改正教育基本法の新しい教育理念を踏 まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの 各学校種の目的・目標を見直しなさいという内容が1点目。

2点目が、学校に副校長等の新しい職を置くことができることとし、 組織としての学校の力を強化するということですが、この副校長等の新 しい職を置くことができるというのは、呼称としては東京都が先行して 副校長というのを言っていたのですが、法改正では副校長という新たな 職を置くことになりましたということでございまして、その他に主幹教 論というのを位置づけるということでございます。その改正に伴いまし て市の規則改正は、稲城市立学校の管理運営規則というのがございます が、これをこの3月までには改正していかなければならないというよう に考えておりまして、また、この改正分については定例委員会の中で提 案をしていきたいと考えております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてですが、これは教育における国、それから教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けられる体制を構築する、という内容でございまして、お手元の資料の3枚目にありますけれども、平成20年度からすべての教育委員会に義務づけられる事項といたしまして、各市のいわゆる我々の基礎自治体の教育委員会としてこの20年度からして、取り入れていかなければならない案件がございます。その3枚目のところをで覧いただきますと(1)として教育委員への保護者の選任とありますければなられるとして制定されているわけですけれども、幸いの教育委員会の委員さんには保護者である方が含まれていますのでは、新たなこととして制定されているわけですければならないもの教育委員会の委員さんには保護者である方が含まれていますいからことについては、特に対応はないと、現在のままで続けられるということになります。

次に、教育長に委任することができない事務の明確化ということで、 これは内容をこれから精査しますけれども、教育委員会の規則を改正し ていくことになるかと思います。

3番目に、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価とい うのがあるのですが、これは一番大きな今後の課題なのですけれども、 20年度中に教育委員会全体の事務事業の点検と評価を行って、その報告 を議会で報告する。市議会に報告し、その報告と同時に公表が必要にな りますということになっています。その議会に報告するに当たっては、 教育委員会の事務事業の内容について第三者が、さらにその内容を評価 する人、何名かの委員で構成するようになると思いますけれども、定め まして、その中に学識経験者を含め審査する会を設けて教育委員会をさ らに審査していただく。で、意見書をつけて議会に報告するということ で、これは東京都からそういう説明を受けています。ただ、これは具体 的にまだ、文科省のほうも具体的な事例を出すことになっておりますが、 そういったものは出ていません。また、東京都教育委員会も、まだ具体 的な構想等については公表されていないということで、三多摩地域の各 市の教育委員会の中でも、私ども課長会の中で話し合っておりますが、 まだ具体的な構想等は出ておりません。また、それについて今後、新年 度に入って変更していく形になろうかと思いますけれども、またこの辺 につきましても、ある程度の方針が出た段階で、教育委員会の定例会の 中で論議をしていかなければならないと考えているものであります。

それから4番目には、これは都道府県の教育委員会に義務づけられる 事項ということでありますけれども、市町村の内申に基づく県費負担教 職員の転任ということで、これについては、都道府県の教育委員会に係 る内容ということでございますけれども、そういった内容があります。 それが二つ目の法改正の内容です。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正ということで、こ

れは教員免許の更新制を導入するということです。あわせて、指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築するというものでございます。これらについては具体的なものは東京都からさらなる資料や説明があるかと思いますけれども、こういった法律改正があったということで、今日お示ししている資料につきましては、具体的ではないですが、概要とQ&Aもついています。これらを参考にぜひ一読していただいて、内容的なものを把握していただければと考えているところでございます。

具体的に文科省のほうから出ている改正文等あるのですが、それを読んでいても非常にわかりにくいという部分がございまして、今回、文科省が東京都経由で各市に送られてきたこの資料は、非常にわかりやすく内容を整理されたものとなっておりますので、そういった意味で今回配付させていただきました。

この内容については、この4月1日から施行されるということで、20年度から手をつけていかなければならない教育委員会としての課題だということで、我々もこの内容をもう少し勉強していかなければならないということでございますので、適切に今後対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。従ってこの内容について、私ども今、具体的な内容を説明できるまで至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

教育長 暫時休憩をお願いします。

委員長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

委員長再開いたします。

それでは質疑等ございましたらば、次回臨時委員会のときにもということになっておりますので、お読みいただいてよろしくお願いいたします。

他にはないでしょうか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「冬季休業中の様子について」、「野沢温泉宿泊体験学習(中学校)の実施について」の2件を、指導室長よりお願いします。

指導室長 まず1点目でございますが、冬季休業中、小中学校の状況につきまし

ては大きな事件・事故に巻き込まれたという報告はございませんでした。1月8日の始業式を無事に迎えまして、スムーズに各学校、教育活動を開始したという報告を受け、また指導主事も何校か回ってまいりましたが、実際にスムーズに学校教育が開始されたという報告を受けたところでございます。

2点目の野沢温泉村の宿泊体験学習につきましては、1月15日火曜日から18日金曜日まで第一中学校と第六中学校が実施をし、戻ってまいったところでございます。

なお、現在は、22日火曜日から今週25日金曜日までですが、二中と三 中が行っております。来週になりますが、29日火曜日から2月1日金曜 日まで四中、五中が行くという形になっておりますが、現在のところ、 大けがをしたなどという情報はございません。ただ、スキーを体験する ということもありますので、軽く足首をひねったというようなことは数 件ございますけれども、大事には至っておりません。また、一中、六中 は帰りのバスで、特に六中だったのですが、嘔吐をする子どもが何人か 出ました。当初、ノロウイルスも疑われたのですが、さまざまな情報か ら医者のほうの判断をいただいたところ、胃腸に来る風邪であろうとい うような判断で、実際には子どもたちも1日たったところで、ほとんど の子どもがほぼ完治していると。また、多少症状が残っている子どもも 二、三日して治っているという状況ですので、今はやりの風邪であろう かと思われます。その後、大きな変化があったということは聞いており ませんので、大丈夫であろうというように指導室のほうでも判断はさせ ていただいているところです。ただ、冬のこういう寒い時期でございま すので、今後もその辺、状況把握をしながら、また各学校への指導も徹 底してまいりたいと思っています。

大変恐縮ですが、ここに書いておりませんでしたが、1点、つけ加えの報告をさせてください。小学校でございますが、1月9日水曜日から1月12日土曜日まで北海道の大空町から小学校5年生が29名プラス引率者、大人ですが、本市を訪問していただきました。この中で担当の学校との交流が深められたということ、また、それぞれの地域でホームステイを1泊ですがしたということで、本市の子どもたちの交流が無事に済んだということでございます。1月12日土曜日に、夜でございますけれども、飛行機で女満別空港まで無事に帰り、その後、あちらの実行委員会から教育長あてにお手紙が参りまして、非常にいい体験ができてありがたかったということで、子どもたちが非常に喜んでいる、保護者も喜んでいるという報告が来たところでございます。

申しわけございません。入れておきませんでしたが、補足ということ で報告をさせていただきました。

以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「東京ヴェルディJ1復帰祝勝会、激励会について」を体育課長よりお願いします。

体育課長 それでは、祝勝会並びに激励会についてご説明させていただきます。

ご案内のとおり、東京ヴェルディは3年ぶりにJ2から今年の春から J1に復帰いたします。それに関連いたしまして、昨年の12月25日に市 内の本庁内で組織されています東京ヴェルディホームタウン推進懇談会、 稲城市長を会長に体育協会、青年会議所、ライオンズクラブ、農業者団 体、芸術文化団体あるいは商店連合会等々の団体の中で組織されており まして、その場においてJ1復帰を祝って、それと2008年シーズンに向 けての激励会をやろうというようなご意見が出まして、そこでその場で 承認されましたので、その後の手続の中で東京ヴェルディと調整をいた しました結果、1月26日において会場準備は4時半からですが、5時か ら6時30分までの1時間半につきまして、振興プラザでファン感謝デー の後の祝勝会と激励会をやることになりましたので、この時間に実施す るものであります。総勢おおむね200人のご招待者というか、連絡を申し 上げまして、200人で行う予定をしております。実際には会費制ですので、 予算が全くないわけですので、会費を取って実施するというような状況 であります。内容的には、選手はもちろんのほかフロントも含めて、選 手約15名、フロントを入れて大体20名くらいの方がお越しになるという ようなことで調整しておりますので、大変立派な激励会なり祝勝会がで きるかと思いますが、今日の情報ですが、ヴェルディは2008年シーズン は初戦は川崎フロンターレとアウェーで戦う、という情報も入っており ます。その翌週につきましては、味の素スタジアムにおいて、ホームで 鹿島アントラーズを迎えて、味の素の第1戦が鹿島アントラーズという ようなことも聞いておりますので、大変厳しい戦いになろうかと思いま すけど、選手そのものの補強も、あるいはフロントも一体となって頑張 るというような強い言葉もありましたので、2008年シーズンは非常に期 待できると思います。

以上でございます。

委員長 以上で報告が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。